

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成25年11月27日（諮問第84号）

答申日：平成26年10月9日（答申第75号）

内容：「北林区役員に対する県営住宅駐車場有料化に関する説明会に係る報告、復命等の起案文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成25年10月1日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「県営住宅における駐車場の有料化について」に関する北林区役員に対する説明会（H24.11.10開催）に関する報告、復命等に係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書」他5件の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

同年10月11日、実施機関は、対象となる公文書を特定し、その一部が非公開情報に該当すること、または不存在であることを理由として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年11月19日、異議申立人は、本件処分のうち「県営住宅における駐車場の有料化について」に関する北林区役員に対する説明会（H24.11.10開催）に関する報告、復命等に係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書」について、不存在を理由として非公開とされた処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要

約される。

1 異議申立ての趣旨

不存在とされた「「県営住宅における駐車場の有料化について」に関する北林区役員に対する説明会（H24.11.10開催）に関する報告、復命等に係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書」の公開を求める。

2 異議申立ての理由

「県営住宅における駐車場の有料化について」に関する北林区役員に対する説明会に出席した職員は、地方公務員であるから地方公務員法の規定する義務を有するのであり、県民の税金を使って当該職務を行った以上、当然に、当該説明会に関する報告、復命等を作成しなければならない。

実際には存在するものについて、公開したくないために、不存在を理由に非公開としたのであれば許されないことである。

滋賀県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第17条は、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもつて復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもつてすることができる」と規定しているが、当該説明会における説明は、「複数の者を対象とする行政指導」であり、特殊または軽易な事件ではない。

また、行政指導に携わる者は、行政手続法第35条第1項および第2項の規定により、後日、書面の交付を求められた場合に備えて、文書を作成、保存する義務があり、滋賀県文書管理規程第3条第1項の規定により、公文書により事務処理をする義務がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

県営住宅の駐車場有料化について、北林区役員に対する説明会を開催したところ、役員の大半が県営住宅以外の住人であったため、別途、県営住宅の住人を対象にした説明会を開催することとなった。

北林区役員に対する説明会においては、特に重要な意見等がなかったことから、帰庁後は、口頭での復命を行っており文書は作成していない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、県営住宅の駐車場有料化に関して、北林区の役員を対象に行われた説明会（以下「役員説明会」という。）に係る報告、復命等の起案文書について公開が求められたものである。

実施機関は、本件対象公文書は不存在であるとしているが、異議申立人はこれを不服として公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、役員説明会における説明は行政指導にあたり、服務規程において口頭での復命が認められた「特殊または軽易な事件」ではないため、復命は文書をもってしなければならないと主張している。

確かに、服務規程第17条においては、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもって復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもってすることができる」と規定されており、原則として、復命は文書をもって行うこととされているものと認められる。

しかしながら、役員説明会における説明が行政指導であったかどうかはともかく、たとえ行政指導を行った場合であっても、必ずしも文書をもって復命することが求められている訳ではない。

また、実施機関の説明によれば、役員説明会に出席した役員からは特段の意見は表明されなかったとのことであり、後日開催された県営住宅の住民全体を対象とした説明会については復命書が作成されているものと認められるところである。

これらのことを勘案すれば、役員説明会を軽易なものであると判断し、口頭での復命を行ったため文書は作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められない。

なお、本件審理を通じて、実施機関においては、役員説明会の配付資料を保有しているものと認められたところであるが、当該文書は本件公開請求の対象公文書として特定を要しないものと判断される。

4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年11月27日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年12月16日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年1月20日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成26年6月4日 (第224回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年6月25日 (第225回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年7月28日 (第226回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成26年8月25日 (第227回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年9月22日 (第228回審査会)	・答申案の審議を行った。